



① 作成年月日は、居宅サービス計画書原案について、説明・同意(共通認識)がなされた日を記載する。

- ①については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について（平成15年9月26日老振発第0926001号）の介護サービス計画書（ケアプラン）様式の一部改正についてのQ&Aに基づく考え方である。（H16.2.19 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料により）
- ただし、通知には「当該様式以外の様式等の使用を妨げる主旨のものではない。」とあるため、③のような同意日があれば、①に原案を作成した日付等同意日以前の日付が記載されていても特段の問題はないと考える。

② 居宅サービス計画作成（変更）日は、「当該居宅サービス計画を作成または変更した日を記載する」となっている。

- 新規であれば、初回居宅サービス計画作成日と同一日であるが、継続の場合（更新やモニタリング等により計画を変更する場合は、変更日と考える。
- ②基本的な考え方は、同意が得られてから計画によるサービスを開始（変更）する日とし、第2表の④や⑤の開始時期と揃えることとしてきたが、作成年月日以降であり、かつ目標の開始時期以前の日付であっても整合性はとれているものとする。

③ サービス計画の同意日は、計画について介護支援専門員が説明し利用者等が同意した年月日を記載する。

- ③は、運営基準上「文書により同意を得なければならない」ため、第1表でこれを網羅するために、国の様式に追加した形である。
- しかし、この記載もあくまで一つの例であるため、他の形で文書による同意が得られるならば、この同意欄は不要と考える。ただし、同意日の記載を削除した場合、①は同意日と同じ日付にならないことには注意が必要である。
- また、施設サービス計画においては、家族が遠方や来所が困難な場合、事前に電話連絡等で説明し了解を得られた場合は、その年月日を第1表に記録し、来所して同意する日が、目標開始期間の始期より後の日付となることはありうると考える。

④ 第2表の目標の期間（長期目標）の開始年月日～を記載する。

- ※ 長期目標の期間は、初回に設定した期間を現期間の下にカッコ書きで表記することも可能である。

⑤ 第2表の目標の期間（短期目標）の開始年月日～を記載する。